

長岡市障害者施策推進協議会規則第8条では、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。」と規定しており、この規定に基づき、次のⅠ及びⅡの規定設置を当協議会に提案します。

Ⅰ. 委員による議事録の事前確認のための規定の設置について

【提案内容】

委員の質問及び意見並びに事務局の答弁が、議事録に適正に反映されることを目的として、事務局が公表前議事録を委員に送付し、内容の錯誤等の有無を事前に確認する規定を設ける。

委員から書面で提出された上記提案事項は会議において承認され、具体的な内容については事務局に一任されました。「議事録は、公表前に当該会議に出席した委員から内容の確認を受けなければならない」という内容を含む規程の案を事務局が作成し、令和5年度第1回長岡市障害者施策推進協議会に諮ります。

Ⅱ 長岡市障害者施策推進協議会における「書面会議の実施に関する規定」の設置について

【提案内容】

長岡市障害者施策推進協議会規則第5条第2項に関する除外規定を、同規則8条の規定に基づき、長岡市障害者施策推進協議会における「書面会議の実施に関する規定」として設ける。

〈説明〉

- 長岡市障害者施策推進協議会規則第5条第2項では「協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されております。
- しかしながら、今般のコロナ禍の影響により、令和元年度第2回及び令和3年度の当協議会については、委員の出席開催による会議が困難となり、緊急避難的対応として書面会議形式による会議開催となりました。
- ついては、将来の新型コロナ感染拡大等の不測の事態に備え、また法令規則の緊急避難的対応は本来例外的措置との観点からも、同協議会規則の中で「書面会議の実施に関する規定」の設置が必要と考えます。
- なお、規定策定に際しては、特に「委員から意見のある・なしの書面を得て、会議の出欠に相当する職務を行ったことを確認するやり方」を規定に盛り込む必要があると考えます。

〈長岡市庶務課文書法規係見解〉

- 書面会議の方法に関するガイドライン等はない。附属機関の規定の中で、「書面会議に関する取り扱い」規定を定めることは妥当であり、推奨するものである。
- 資料を配付して意見のある委員から意見を求めるやり方で「会議が成立しているか否か」と問われれば、消極的ながら「会議は成立している」と判断している。しかし、最も良い

やり方は、委員から意見のある・なしの書面を得て、会議の出欠に相当する職務を行ったことを確認するやり方である。

委員から提出された上記提案事項は会議において承認され、具体的な内容については事務局に一任されました。

- ・「会議を開催できないと委員長が認めるときは、書面による会議を開催できる」
- ・「規則第5条第2項の規定に基づき、書面会議の場合は、委員の書面による意見の提出によって出席扱いとし、過半数以上の書面が提出され、会議が成立した時点で委員報酬を支払うことができる」
- ・「意見がない場合は『意見なし』として提出する」

以上の内容を含む規程の案を事務局が作成し、令和5年度第1回長岡市障害者施策推進協議会に諮ります。